

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



営業成績優秀者の秘訣 ノウハウ提供で奨励金

化粧品^K社は、売り上げを伸ばした販売手法などを社内
内で共有するため、社員のノウ
ハウ提供に対して提供ポイン
トなどを算定する評価制度
を導入する予定だ。個人が持
つノウハウの提供を促すため
には、何らかのインセンティブ
が必要と判断し、奨励金の制
度などを設けることにした。

今後、一部の社員にとど
まっていた営業ノウハウの情
報をデータベース化して共有
できる仕組みにする。しかし、
営業担当者は、それぞれが個
人成績を競っているため、「ノ
ウハウ提供だけでは行き詰
る」とみて、評価制度の中身
について慎重に検討する。
またノウハウを持つ人をあ
らかじめ決めて社員が情報を
得やすくするシステムの構築
も検討している。

勤務時間に「10分体操」 健康管理の意識を徹底

総合商社のM社は、社員の
心身の健康管理のため、勤務
時間中に「10分体操」を導入

した。心身ともに健全な職場
環境を整え、社員の活力を引
き上げる狙いだ。

10分体操の目的は、業務で
凝り固まった体をほぐすこと
だけではない。職場によって
は、会話もなく、個人で作業
が続く業務もあるだけに、精
神疲労を訴える社員も多いと
いう。体操でリフレッシュし
てもらい、業務効率を向上さ
せる期待もある。

同社は「自分の健康は自分
で守る」という発想を根付かせ
るため、体操のほかにも定期
健診の徹底、禁煙サポートな
ども実施。今後は中間管理職
を対象にメンタルヘルスセミ
ナーの参加も検討している。

先輩営業マンが指導と相談 若手社員と目標を共有

製薬会社のM社は、若手営
業社員の育成のため、先輩社
員が1対1で指導や相談に乗
る制度を導入した。

同社は「上からの一方的な
指導だけでは効果が得られな
いことがある」として、先輩
社員が何を目標にして自分を
指導しているか、明確に分か
りやすくするため1対1で指
導を行うことにした。また、
相談や情報交換をしたくて
も、その相手がいないという
事態を避け、若手社員の孤独
を解消する狙いもある。

研修で一通りの知識を身に
付けた後、1〜3ヶ月間、先
輩と営業に出る。ここで何が
身についていないかを確認し、
必要ならもう一度研修に
戻る。先輩社員も部下の指導
やケアの仕方を学ぶことがで
きる。



消費税関連法案

現行5%の消費税率を
2014年4月に8%、
15年10月に10%に段階的
に引き上げることが柱と
する法案。野田首相は今
国会の成立を目指してい
る。実際の税率引き上げ
は経済状況を勘案し、引
き上げ停止を含めた措置
ができるような規定も盛
り込む。

政府は閣議で法案のも
とになる社会保障と税の
一体改革の大綱を決定し
た。当初は与野党協議を
経て大綱を決める手順
だったが、野党は協議に
応じていない。首相は「不
退転の決意」で臨むとし
ているが、参院では野党
が過半数を占めているう
え、民主党内にも増税反
対派が多く、法案の行方
は不透明だ。



値引き販売の広告 二重価格表示とは ——価格表示の注意点

当社は家具販売店ですが、今回バーゲンを開催するにあたって、代金を大幅割引して広告しようと考えています。例えば、「通常価格49800円のところ、今回に限り29800円！」といった二重の価格表示の仕方ですが、景品表示上、注意しなければならない点がありますか。今回はこのケースをもとに景品表示法における二重価格の表示について考えてみます。

商店やスーパーなどは、価格を安くしたりサービスを良くしたりといった競争をしています。しかし、この競争は公正でなくてはなりません。

●不当な二重価格表示の具体例●

—家電量販店の場合—

家電製品の店頭価格について、競合店の平均価格から値引すると表示しながら、その平均価格を実際よりも高い価格に設定し、そこから値引きを行っていた。

—メガネ店の場合—

フレーム+レンズ一式で「メーカー希望価格の半額」と表示したが、実際には、メーカー希望価格は設定されていなかった。

ん。公正な競争をするためのルールの一つとして景品表示法があります。この法律は、不当な表示や過大な景品を禁止する法律で、正式には「不当景品類及び不当表示防止法」といいます。ここでは、景品表示法による二重価格表示のルールについて説明します。

今回のケースでは「通常価格49800円のところ、今回に限り29800円」との表示ですが、このようにその店での販売価格とは別に、参考となる別の価格（比較対照価格）を同時に表示することを「二重価格表示」といいます。上記の例では、販売価格は29800円、比

較対照価格は49800円ということになります。

二重価格表示は、それが適正に行われていれば問題はありません。しかし、比較対照価格が根拠のないものや不合理なものだと、販売価格が実際以上に安くなっているとの誤解を消費者に与えることになり景品表示法上問題となります。

では、二重価格表示にはどのようなルールがあるのでしょうか。

■比較対照価格は主に3種類■

比較対照価格として主に用いられるのは、①過去の販売価格、②他店の販売価格、③メーカー希望小売価格の3種類です。

①過去の販売価格

よく、「当店通常価格」や「セール前価格」などと表示されているものがありますが、次のような過去の販売価格との二重価格表示は不当表示に該当するおそれがあります。

- ・実際に販売されていた価格よりも高い価格を「当店通常価格」等として比較対象価格に用いている場合。

- ・販売実績がない商品やセール直前に販売開始した商品の価格を「当

店通常価格」等として比較対象価格に用いている場合。

- ・過去の販売期間のうち短期間において販売されていた価格を「当店通常価格」等として比較対象価格に用いている場合—などです。

②他店の販売価格

これは、「市価」や「他店販売価格」などとして表示される価格です。市価を比較対照価格に用いるときは、地域内の事業者の相当数が実際に販売している価格を用いる必要があります。

特定の競争事業者の販売価格と比較する場合は、その事業者の実際の販売価格及び事業者の名称を明示する必要があります。

③メーカー希望小売価格

メーカーや輸入元などが設定する希望小売価格です。メーカー希望小売価格は、それが販売時点で有効であれば、比較対照価格として用いることができます。

このため、希望小売価格を高く設定したり、希望小売価格が設定されていないにもかかわらず、任意の価格を希望小売価格として比較対象価格に用いている場合は不当な表示となります。



中小企業倒産防止共済 連鎖倒産を防ぐために 事業資金として利用も

万一、取引先が倒産し、売上代金が回収不能となれば、連鎖倒産という事態に陥りかねません。中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)は、こうした倒産を防止することを目的としたものですが、リスク対策と同時に事業資産としての利用も可能です。そこで今回は中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)の制度の概要と特徴などについてふれてみます。

中小企業倒産防止共済は、平成23年10月に大幅な制度改正が実施され、中小企業が連鎖倒産のリスクを

●中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)●

| | |
|-----------|---|
| 共済事由 | ・取引停止処分 ・法的整理 ・私的整理 ・災害による不渡り ・特定非常災害による支払不能 |
| 共済金の貸付限度額 | 8,000万円 |
| 掛金の積立限度額 | 800万円 |
| 掛金月額の上限度額 | 20万円 |
| 償還期間上限 | ・5,000万円未満 5年 ・5,000万円以上6,500万円未満 6年 ・6,500万円以上8,000万円以下 7年 |

※掛金はこれまで同様、金額、損金または必要経費に算入加能

回避する手段として有効な仕組みです。独立行政法人・中小企業基盤整備機構が運営しています。

この制度は、中小企業の取引先が倒産し売掛金債権等が回収困難になった場合に、その「売掛金債権等の額」または積み立てた「掛金総額の10倍に相当する額」のいずれか少ない額までが必ず融資(共済金貸付)されることにより急場の資金を手当てして、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

制度に加入した企業は、原則として毎月一定の掛金を積み立てて取引先倒産時の借入枠を確保する一方、掛金を40カ月以上納付済みなら任意解約でも納付済み掛金の全額が返戻

(「解約手当金」)されるとい、いわば無料の連鎖倒産リスク対策といえます。

■各掛金は全額、損金・必要経費に■

さらに、毎月の掛金納付時は当該掛金の全額を「事業所得の必要経費(個人事業)」または「損金(法人)」とすることができると税制上のメリットも備えています。

やむを得ず解約する場合でも、加入後1年以上経過していれば、掛金総額の80~100%が返ってきます。40カ月以上積立をしていけば、解約時に100%が返ってきます。

■掛金月額は最高20万円、共済金貸付は最大8000万円に■

同制度がどのように改正で拡充されたのでしょうか。

- ①掛金月額の上限度額が8万円から20万円に……掛金は、全額を必要経費・損金に算入可能ですから、リスク対策と同時に掛金納付年度に税制上のメリットもあります。
- ②掛金の積立限度額が320万円から800万円に……掛金月額の上限度額の40カ月分が積立限度額です。
- ③共済金貸付の限度額が3200万円

円から8000万円に……積立済み掛金総額の10倍が限度ですから8000万円が限度額となり、強力な連鎖倒産対策が可能です。これは1件または複数の共済金貸付の合計限度額です。

■一時貸付制度■

取引先が倒産していなくても臨時に事業資金が必要となった場合、一時貸付として融資を受けることができます。掛金総額の最大95%までとなっていますが、無担保・無保証人となっており、通常の貸付制度ですと、すぐに返済が始まるというのが一般的ですが、中小企業倒産防止共済の一時貸付の場合には、1年内に一括返済すればよいという形になっていますので、すぐに返済しなくてもよいというメリットがあります。

■退職金や設備投資にも■

中小企業倒産防止共済は、連鎖倒産を防止するための共済ですが、解約時の受取金は特に使途が制約されていません。解約金は雑収入となりますが、自分や社員の退職金や福利厚生、設備投資などに利用することも可能です。



太陽光発電の 余剰電力売却収入

東日本大震災とそれに伴う原発事故の影響により、急速に関心が高まっているのが太陽光発電設備です。

太陽光発電による余剰電力に関しては、電力会社が買い取る「余剰電力買取制度」が設けられており、この余剰電力の売却収入について、国税庁より取り扱いが示されました。

■自宅に設置したケース
給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、余剰電力を電力会社に売却した場合、その所得は「雑所得」に該当します。

この場合の減価償却費の計算上、太陽光発電設備の耐用年数は17年となり、必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうちに売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算した金額となります。

■自宅兼店舗に設置したケース
自宅兼店舗に太陽光発電設備を設置し、自宅および店舗で使用するか、余剰電力を電力会社に売却した

場合、自宅と店舗との兼用であるとしても、発電される電力が事業所得を生ずべき業務の用に供されている限り、その設備からもたらされる収入はすべて「事業所得」の付随収入に該当します。

この場合、必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうち売却した電力量以外の割合を店舗と自宅の使用実態に基づく合理的な使用割合により按分した割合と、売却した電力量の割合の合計を事業用割合として計算します。

■賃貸アパートに設置したケース
不動産賃貸業を営む個人が、賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、発電した電力をアパートの共用部分で使用し、余剰電力を電力会社に売却した場合、通常、共用部分で使用する電気料金は不動産所得の計算上、必要経費に算入されることから、余剰電力の収入金額も「不動産所得」に係る収入に該当します。

4月の税務と労務

一 税 務 一

- ★給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- ★公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月1日（道府県及び市町村）
- ★軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- ★2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…5月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…5月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいづれか遅い日以後の日までの期間
- ★固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

一 労 務 一

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…4月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月1日

昨年、東北地方を中心に甚大な被害が発生した東日本大震災から1年が過ぎた。被災地の生活・経済はもとより、日本経済全体もサプライチェーンの寸断や電力不足などで大きな打撃を受けた。しかし、日本の製造業は持ち前の現場力を發揮して生産を急速に回復させている。今年には復興の動きも本格化すると予想されることから、当面、日本は被災地の復興とともに景気回復が続くと見込まれている。

震災復興と日本再生

さまざまな問題を抱え込むことになつてしまった。とくに懸念されるのは、原発事故に伴う電力不足だが、加えて、産業の空洞化が加速することによる成長力の低下、財政状況のさらなる悪化による財政破綻リスクの上昇などがあげられる。▼大震災をこれまでの経済システムを創り直す契機ととらえ、今後予想されるさまざまな困難にどう立ち向かっていくかが、震災により打撃を受けた日本経済の再生の行方を大きく左右することになるだろう。